

# 魏澹の史学思想

田中一輝

## はじめに

今日北魏史研究の根本史料といえ、周知の通り北齊の魏収『魏書』が挙げられようが、かつてはこれとは別の、隋の魏澹が著した『魏書』が存在した。本稿はこの魏澹『魏書』を扱う。

魏澹は『隋書』巻五八及び『北史』巻五六に立伝されており、それによると彼の字は彦深、鉅鹿下曲陽の人であったといい、魏収と本貫を同じくする。こちらの『魏書』は早くに散逸してしまい、完本としては残っていない。したがって本稿の研究に際して主たる史料となるのは、『隋書』、『北史』の各本伝に収録されている『魏書』の義例となる。この義例は、彼が『魏書』を著すにあたっての方針を述べたものであり、全五箇条である。

魏澹『魏書』についての専論としては、張孟倫・瞿林東両氏のものがあるが、いずれも義例を主要史料として、その性格の解明を試みたものである。<sup>(注2)</sup>しかし、北朝史学史の中で、魏澹『魏書』がどのように位置づけられるかという観点からこれを扱った研究はなかつ

た。したがって本稿ではまず第一章にて北朝史学の実態確認を、続く第二章において義例分析を行い、第三章にて魏澹『魏書』以降の史学との関係を確認するという構成で行論を進めたい。

## 第一章 北朝における政治と史学

### ―揺れる「実録」と「直筆」―

魏澹『魏書』そのものを扱う前に、これに至るまでの、特に北朝の史学の実態について主として田余慶・陳識仁両氏の研究により<sup>(注3)</sup>つつ、簡単に述べておきたい。これについては既に筆者も別稿において説明しているが、念のためここでも解説しておこう。

北魏では初代皇帝道武帝拓跋珪の時代から、漢人史官である鄧淵によって、『代歌』・『代記』が整理・編纂されるなど、史書編纂に早い段階から取り組んでいた。しかしながら道武帝自身が賀蘭部・独孤部などの胡族社会の中で成長し、また代王・魏王に即位して以降も長らく漠北で戦闘に明け暮れるという生活であったために、漢文化に親しむきっかけがあまりなく、また中国的な史学に対する理解もほとんどなかった。そのためか鄧淵は道武帝によって殺害され

て<sup>注6</sup>、以後北魏においては、政治による史学・史官への弾圧が、一つの政治的テーマとして注目されるようになる。

道武帝の二代後、第三代皇帝である太武帝拓跋焘は、停滞していた史書編纂を再開するために、司徒であった崔浩を監修国史に任命し、国史編纂を命じた。崔浩はこれを承諾し、多くの史官を集めて史書編纂に取り組むこととなるが、一連の過程において発された太武帝の次の詔には注目される。

……公（崔浩）を留台に命じ、史務を綜理し、述べて此の書を成し、務めて実録に従え。（魏収『魏書』卷三五 崔浩伝）

太武帝は崔浩らが国史を編纂するにあたり、ことさらに「実録（事実をそのまま記録すること）」を命じている。それに忠実にしたがったであろう崔浩は、完成させた国史を石碑に彫り、それを首都平城に立てた。しかしながら崔浩らのこうした行動に対して、太武帝は激怒する。その理由については、『北史』卷二一 崔宏伝附崔浩伝には、その内容に「北人咸な悉く忿毒し」、「相与に浩を帝に構」したためとする。そして太武帝は、崔浩や他の史官のみならず、その一族までも尽く誅殺した<sup>注7</sup>。恐らく崔浩らは「実録」につとめたであろうが、皮肉なことにそのためにこのような事態を招いてしまったのであり、そしてこの惨事——国史事件のために、北魏の史学はいっそう停滞してしまい、結局振るわないまま北魏の滅亡を迎えてしまう。

国史 鄧淵・崔琛（衍文？）・崔浩・高允・李彪・崔光自り以<sup>こ</sup>還、諸人相繼いで撰録す。綦儁及び偉等 詔いて上党王天穆及び爾朱世隆に説き、国書<sup>ま</sup>正<sup>さ</sup>応に代人修繕すべし、宜しく之を余人に委ぬべからずと以為い、是を以て儁・偉等更りて大籍を主る。旧を守るのみにて、初め述著無し。故に崔鴻死して自り

後、偉の身を終うる迄、二十許載、時事蕩然として、万に一も記されず、後人の執筆、憑拠する所無く、史の遺闕、偉の由なり。（魏収『魏書』卷八一 山偉伝）

北魏末期の綦儁・山偉らは、国書（国史）は代人（胡族）が編纂すべきであると元天穆・爾朱世隆にうったえ、国書を編纂したところ、国書に残欠が生じてしまったという<sup>注8</sup>。その直接的な原因は、「旧を守るのみ」という彼らの編纂方針にあるが、それを発生させたのは、史官を萎縮させるほどの、北魏の過酷な政治である<sup>注9</sup>。そして北魏のこうした史風を、その滅亡後に華北の東半分を支配した東魏・北齊も継承してしまう。

初め、帝（高洋）群臣をして各おの志を言わしめ、収曰く、「臣願わくは東観に直筆するを得、早く『魏書』を出さんことを」と。故に帝収をして其の任を専らにせしむ。又平原王高隆之に詔して之を総監せしむるも、名を署するのみ。帝収に勅して曰く、「好く直筆せよ、我終に魏の太武と作りて、史官を誅せず」と。（『北史』卷五六 魏収伝）

魏収は、「東観（後漢雒陽城における図書館兼史料編纂所）」にて「直筆」に基づく『魏書』編纂の希望を北齊初代皇帝である文宣帝高洋にうったえた。文宣帝はこれを承諾し、その上で自ら「直筆」を好み、北魏太武帝のように、それを理由に史官を誅殺するようなことを自分はしなかったと誇っている。ただしこの記述には不自然な点が二つある。第一に、太武帝は確かに国史事件を起こして崔浩らを誅殺したが、それに先だって「実録」を命じた事実、北齊文宣帝が触れていないことである。これは事件自体のインパクトが強すぎたために、この当時忘れ去られていたのである。第二に「直

筆」を望んだはずの魏収の著した『魏書』が成立当時より「穢史」と評されていたことである。魏収『魏書』は客観的評価として「直筆」や「実録」にはほど遠いといわねばならない代物であるが、魏収本人はそうとは自覚していなかったようである。

昔子長（司馬遷）命世の異才、孟堅（班固）時に冠たりて特に秀で、前哲に憲章し、墳史を裁勅し、紀・伝の間、申ぶるに書志を以てし、緒言余迹、得て聞くべし。叔峻（華嶠）後劉を刪緝し、紹統（司馬彪）季漢を削撰し、十志範を遷・固に実すも、表蓋し焉に闕く。曹氏一代の籍、了に体を見える無し。典午（司馬）終世の筆、罕に周洽と云う。仮い復た事播するも、四夷盜聴し、間に小道俗言有り、奇を要し異を好み、之を雅旧に考するに、咸な実録に乖く……。（魏収『魏書』前上十志啓）

ここからは魏収の史学観がうかがえるが、曹魏・西晋以来の史書の取材が妥当でないことを「実録に乖く」と評している。しかし当人が著した『魏書』の内容を踏まえる限り、その評にはどうしても違和感を伴うのであり、今日の我々の目から見ても、全く説得力がないと評価せざるを得ないであろう。

北朝における政治と史学の関係を以上のように概観すると、この時代における「実録」・「直筆」とはいったいどのような意味を有していたのか、と皮肉をいってみたくもなるが、同じことは劉知幾も感じていたらしい。彼は『史通』内篇直書において、

以て世途の隘多きを験し、実録の遇い難きを知るに足るのみ。

と、多難な「世途」が「実録」を希少なものにせしめている現状を指摘し、また内篇序伝においては、

然れども自叙の義を為すや、苟しくも能く己の短を隠し、其の長ずる所を称し、斯の言謬ならず、即ち実録為り。

といい、自叙を執筆する際に、自身の短所を隠し、長所を褒め、それらが嘘でなければ「実録」となる、などといっている。

北朝においても「実録」・「直筆」は重視されたが、編纂された史書はそれに忠実であったとはいえないものであった。そしてこの傾向が継続する場合、当然ながら以後の史学史に好影響を与える可能性は極めて低くなる。こうした流れの中で、魏澹は『魏書』を編纂したのであるが、では彼はどのような姿勢・態度で取り組んだのであろうか。

## 第二章 魏澹『魏書』の義例

まずは魏澹の経歴について『隋書』巻五八の本伝に基づきつつ確認しておきたい。

魏澹は北齊時代、宗室の博陵王済の記室となり、その後は京畿大都督琅邪王儼の鎧曹參軍、殿中侍御史を歴任した。続いて尚書左僕射魏収・吏部尚書陽休之・国士博士熊安生とともに五礼を編修し、さらに諸学士とともに『修文殿御覽』の編纂に従事し、その途中に待詔文林館となった。<sup>(注1)</sup>『修文殿御覽』が完成すると、殿中郎中・中書舍人となり、今度は李徳林と国史編纂に従事している。北周（武帝）が北齊を滅ぼすと、これに任せ、納言中士となり、さらに楊堅が隋を建国すると（文帝）、行台礼部侍郎となる。開皇三年（五八三）には、散騎常侍（通直散騎常侍）・聘陳主使として南朝陳に赴いた。<sup>(注2)</sup>その後は太子舍人として皇太子楊勇（廢太子）の東宮に入ることとなる。

魏澹の経歴をこのように見ると、既に北齊時代から編纂事業に従事しており、しかもその事業の中には国史編纂も含まれていた。また魏収とともに五礼編修を行っていたことは、彼ら二人が面識を有していたことを示している。史官としての魏澹の能力は、早くも北齊時代にこのような事業を通じて培われていたと見るべきであろう。そして魏澹の『魏書』について、『隋書』本伝には次のようである。

高祖（文帝楊堅）以えらく魏収の撰する所の書、褒貶実を失い、平絵『中興書』を為るも、事倫序せずと。澹に詔して別に魏史を成さしむ。澹道武自り下は恭帝に及ぶまで、十二紀・七十八伝を為り、別に史論及び例一卷並びに目錄を為り、合わせて九十二卷。

隋の文帝楊堅の時代には、魏収『魏書』の他、平絵による『中興書』なる書があったといわれるが、魏収『魏書』はいうに及ばず、平絵『中興書』にも「事倫序せず」という欠点があった。文帝はこれらの欠点を克服した『魏書』の完成を目指し、魏澹にその編纂を命じたのである。『史通』外篇古今正史によると、このとき編纂に携わったのは魏澹の他に、顔之推・辛德源の二名が含まれていたといふ。そして魏澹らにより『魏書』は完成したが、それにはいくつかの特色があった。

第一にその正統観である。周知の通り、魏収『魏書』は北魏及び東魏を正統視し、最後の本紀である卷一二は孝静帝紀（東魏の皇帝）となっており、西魏の皇帝は本紀に立てられていない。ところが魏澹『魏書』の本紀について、さきの『隋書』本伝には「道武自り下は恭帝に及ぶまで」とあり、北魏の建国者である道武帝拓跋珪から、「恭帝」、すなわち西魏皇帝元廓（拓跋廓）に至るまでのことが書

かれているとされているため、こちらの『魏書』は北魏と西魏を正統と見なしていることとなる。

第二に本紀の構成である。魏収『魏書』は卷一序紀から開始するが、これはいうまでもなく道武帝による北魏建国以前の拓跋部にについて述べた本紀である。ところが魏澹『魏書』には「道武自り下は恭帝に及ぶまで」とあることから、道武帝紀から開始していることと、序紀が含まれていないことが分かる。

この他、「史論及び例一卷並びに目錄」があったとされるが、このうちの「例」に該当すると思われるのが、『隋書』・『北史』の各魏澹伝に収録される、五箇条の義例である。以下、この義例を一条ずつ分析していきたい（義例は『隋書』所収のものを使用した）。

#### ① 君臣の地位の峻別

義例は「其の一に曰く」として、次の記述から始まる。

臣聞くならく天子なる者は、天を継ぎ極を立て、終始名を絶す。故に『穀梁伝』に曰く、「太上名いわず」と。典礼に曰く、「天子出と言わず、諸侯生きては名いわず」と。諸侯すら尚お生きては名いわず、況んや天子をや。若し太子為れば、必ず須く名を書すべし。良に子に由る者は父に対して称を生じ、父前に子名のるは、礼の意なり。是を以て桓公六年九月丁卯、子の同生まれ、伝に「挙ぐるに太子の礼を以てす」と曰い、杜預注して「桓公の子の莊公なり」と云う。十二公唯だ子の同のみ是れ嫡夫人の長子にして、備えて太子の礼を用い、故に史之を策に書す。即位の日、成君を尊びて名いわざるは、『春秋』の義、聖人の微旨なり。馬遷の如きに至りては、周の太子並びに皆な名を言い、漢の儲両俱に其の諱を没し、以て漢を尊び周を卑しむるは、臣子の意なり。窃かに謂えらく此の理を立つと雖も、

その義に非ざるを恐る。何となれば『春秋』・『礼記』、太子必ず名を書し、天王 出と言わず。此れ仲尼の褒貶、皇王の称谓、當時と異代と遂に優劣を為すに非ざるなり。班固・范曄・陳寿・王隱・沈約 参差同じからず、尊卑 序を失う。魏収に至りては、儲君の名を諱み、天子の字を書し、過ぎたること又た甚だし。今撰する所の史、皇帝の名を諱み、太子の字を書し、以て君を尊び臣を卑しめ、『春秋』の義に依らんと欲するなり。

ここでは「以て君を尊び臣を卑しめ、『春秋』の義に依らんと欲するなり」と、史書における君臣の徹底した差別化を目指すことがうたえられているが、その結論に至るまでに論じられているのは、専ら君主と太子についてである。恐らく人臣であれば、たとえ君位継承予定者の太子であっても、君主との絶対的な差別化を行わなければならないというのが、この義例の要点なのであろう。そして魏澹は史書によっては君主の名・字が明記され、かえって太子の名が諱まれていることを問題視しているのであるが、名はともかくとして、字を書くことまでもがタブー視されていることについては、吉本道雅氏の指摘がある。氏は『左伝』桓公六年の孔穎達『正義（五経正義）』が、

古者 名を諱むも字を諱まず。礼 王父の字を以て氏と為し、其の諱むを得ざるを明らかにするなり。屈原の「朕の皇考をば伯庸と曰う」と云うは、是れ不諱の驗なり。

と、上古の「字を諱まず」をわざわざ解説していることに基づき、中国中世に避字の風があったと主張するが、実のところこれは本来南北朝時代の北朝に限った風習らしい。それというのも、顔之推が『顔氏家訓』風操篇にて次のようにいっているためである。

古者、名もて以て礼を正し、字もて以て徳を表す。名終われば則ち之を諱み、字は乃ち以て孫の氏と為すべし。孔子弟子の事を記す者、皆な仲尼と称す。呂后 微なりし時、嘗て高祖に字して季と為す。漢に至り、爰種 其の叔父に字して絲と曰う。王丹 侯覇の子と語るに、覇に字して君房と為す。江南 今に至るまで字を諱まざるなり。河北の士人 全く之を辨えず、名も亦た呼びて字と為し、字 固より呼びて字と為す。尚書王元景 兄弟、皆な名人と号し、其の父の名は雲、字は羅漢、一に皆な之を諱む。其の余 怪しむに足らざるなり。

顔之推は、「古者」及び「江南」では字を諱むことはなかったが、「河北」では名・字ともに「字」と呼ばれ、両方とも諱むといっておき、こうした「河北」の風習を奇異に感じているようである<sup>(註19)</sup>。前述の通り、顔之推はこの『魏書』の編纂にも携わっているのだが、この義例には、少なくとも避諱・避字に関して、彼個人の見解とは逆のことが書いてある。ということとは、この義例は魏澹（もしくは辛徳源）が書いたことになり、顔之推の意見は反映されず、この『魏書』はあくまで北朝的な避諱・避字の風習にのっとって著されたことにもなる。多分に推測を交えるが、この『魏書』は南朝人の顔之推を著者に含めながら、南朝の史学の採用や南北朝史学の融合をその編纂方針として定めたものではないために、純粹に北朝史学の方法や価値観にのっとって著されたのであろう。さきの『五経正義』も同様の方針で編纂されたと思われる<sup>(註20)</sup>。

## ② 諡号の基準

続いて「其の二に曰く」として、次の義例が述べられる。

五帝の聖、三王の英、徳を積み功を累ね、乃ち文乃ち武、賢聖

相承くること、周室を過ぎたるは莫く、名器后稷に及ばず、追諡三王に止まり、此れ即ち前代の茂実、後人の亀鏡なり。魏氏平文以前、部落の君長なるのみ。太祖遠く二十八帝を追い、並びに崇高を極め、堯・舜の憲章に違ひ、周公の典礼を越ゆ。但だ道武結繩自り出で、未だ典誥を師とせざれば、当に南・董の直筆を須ち、裁きて之を正すべし。反りて更に非を飾り、言是れ過ちを觀るは、所謂渤海の水を決し、復た隄防を去らば、襄陵の災、未だ免るべからざるなり。但だ力微天女の誕する所、靈異絶世にして、尊びて始祖と為すは、礼の宜を得。平文・昭成塞表に雄撫し、英風漸く盛んなり、凶南の業、基此れ自り始まる。長孫斤の乱するや、兵御坐に交わり、太子命を授かり、昭成免るるを獲。道武此の時、后緡方に娠し、宗廟復た存し、社稷に主有り、大功大孝、実に猷明に在り。此の三世、諡を称するは可なり。茲れ自り以外、未だ之を取えて聞かず。

北魏初代皇帝である道武帝珪は天興元年（三九八）一二月、成帝毛以下猷明帝寔に至るまでの「二十八帝」に帝号を追尊した。これは空前にして絶後のことであり、古くから注目されてきた事例である。そして彼ら「二十八帝」の事跡は、今日では魏収『魏書』巻一序紀によって確認することが可能であるが、しかし魏澹は「二十八帝」追尊という行為自体に批判的である。

魏澹は道武帝による「二十八帝」追尊を、「堯・舜の憲章に違ひ、周公の典礼を越ゆ」と、中国的な伝統に背くものとして批判し、さらに「但だ道武結繩自り出で、未だ典誥を師とせず」といい、これを胡族的風習によるものと解釈するが、天女から生まれたとされる神元帝力微への「始祖」号の追賜や、「凶南（中原進出）」の基を築いた平文帝鬱律・昭成帝什翼犍、及び大人にはならなかったものの、父である昭成帝の命を自らの命と引き替えに守り、また子であ

る道武帝を既に賀太后が身ごもっていたことにより、北魏の皇統を継続させた猷明帝寔の三名の追諡に関してはこれを是認しているが、このうちの平文帝・昭成帝・猷明帝に対する追諡に関しては、冒頭にある「三王」の故事にならうという趣旨も含まれているであろう（道武帝は彼らの直系子孫である）。前述の通り、魏澹はこの『魏書』に序紀を含めてはいないため、北魏建国以前の拓跋部の歴史を独立して扱うことは、遂になかったようであり、さきの諸大人の功績に関しても、この義例において触れるにとどめたのであろう。

時に隋の文帝楊堅は、西魏・北周時代において広く行われた漢族への胡姓賜与や胡姓への復姓をやめ、漢姓に復しており、自らも「普六茹」から「楊」に戻している。いわば一種の漢化政策を彼は展開していたのであるが、魏澹もこの政治的な流れに沿い、さきの義例のような編纂方針を有したのであろうか。既に述べたように、魏澹『魏書』は北魏と西魏を正統とする史書であり、鮮卑化政策をとっていた西魏を、魏澹がどのように描写していたかは気になるところであるが、基本的に魏澹は自らの『魏書』を、漢文化重視の姿勢で編纂したようである。

### ③ 「直筆（直書）」の重視

既に②「其の二に曰く」にて「南・董の直筆」に触れているが、「其の三に曰く」では、「直筆」の重要性がより強調して述べられている。

臣以為らく南巢に桀亡び、牧野に紂滅び、斬るに黄鉞を以てし、首を白旗に懸け、幽王驪山に死し、厲王屍に狂奔するも、未だ嘗て隠諱せず、直筆もて之を書するは、以て善を勧め悪を懲らし、誠めを将来に貽らんと欲する者なり。而して太武・猷文並びに皆な非命にして、前史紀を立て、天年に異ならざるは、

言論の間、頗る首尾を露わにす。主を殺し君を害するに、名姓を知る莫ければ、逆臣賊子、何ぞ懼るる所あらん。君子の過、日月の食するが如く、円首方足、孰れか瞻仰せざらん、況んや復た兵御坐に交わり、矢王屋に及ぶに、而して隠没すべき者をや。今撰する所の史、分かちて直書を明らかにし、敢えて廻避せず、且つ隠・桓の死、閔・昭の殺逐、丘明 実 に拠りて經下に叙し、況んや復た異代に懸隔して依違を致すをや。

魏澹は史学や史書を勸善懲惡の材料とする考えから「直筆(直書)」を重視したという。彼は「直筆(直書)」を重視する方針に基づき、君主の破滅・出奔はその名と事を明記し、また弑逆が起こった場合には犯人の姓名を明記することで、勸善懲惡や後世への戒めの効果を期待したのである。特に君主の失政をも明記するという魏澹の方針は、前章で紹介した北朝の「実録」・「直筆(直書)」とは正反対のものではある。<sup>(注28)</sup>特に文中に「君子の過、日月の食するが如く」と、君子の過ちは、全ての人間がそれを見るがゆえに、それを改めれば全ての人間が同様に改めるという意味の『論語』子張の一節が引用されているから、君子たる(べき)天子・皇帝に向けて——暗に當時の皇帝であった文帝にも向けられたか——この義例はあらわされたのであろうか。

#### ④ 正統の明確化

「其の四に曰く」では、彼の正統観について述べられている。

周道陵遲し、其の敵に勝えず、楚子親ら九鼎を問い、呉人來たりて百牢を徵し、君を無するの心、実に行路に彰らかにし、夫子經に刊するに、皆な書して卒と曰う。晋徳競わず、宇宙分崩して自り、或いは帝たり或いは王たり、各自署置す。其の生

日に当たりては、聘使往來し、略し敵国の如く、其の終わるに及ぶや、之を書して死と曰い、便ち庶人に同じくす。存没頓かに殊なれば、能く愧を懐く無し。今撰する所の史、諸国の凡そ華夏の地に処する者、皆な書して卒と曰い、之を呉・楚に同じくせん。

魏澹『魏書』は道武帝紀(太祖紀)から開始しており、また北魏が華北を統一するのは太武帝の時代であるから、その初期は五胡十六国時代と重複しているため、ここではその時代の諸王朝に対する彼の正統観が述べられている。

北朝史学において、王朝の正統は重要なポイントであり、これに關しては筆者も以前別稿にて論じたことがある。<sup>(注29)</sup>北魏は建国当初、自らを火徳の後漢から直接繼承した土徳王朝と認識していたが、孝文帝の太和一四年(四九〇)から一五年(四九一)にかけて、北魏の五徳繼承についての議論が行われた。この会議において中書監高閏は中原を領有した五胡十六国を正統と見なし、その後北魏が正統を繼承したと解釈した上で、西晋(金)↓後趙(水)↓前燕(木)↓前秦(火)↓北魏(土)をうったえた。しかし秘書丞李彪らは、周↓漢の繼承の故事を主たる根拠として、西晋(金)↓北魏(代)↓拓跋部(水)を主張した。この議論では、李彪らの主張が採択されたため、以後北魏・西魏・東魏等の「魏」は水徳王朝と見なされ、例えば西魏を繼承した北周は木徳王朝、北周を繼承した隋は火徳王朝として理解されるようになった。<sup>(注30)</sup>

隋を火徳王朝と見なす立場によるならば、その二代前にあたる「魏」は水徳王朝でなければならぬから、魏澹の正統観は、必然的に李彪らのそれに近づかざるをえなくなる。したがって魏澹にとって五胡十六国は非正統王朝となるので、さきの義例のような態度になるのは、むしろ当然といえよう。<sup>(注31)</sup>それは魏取にもある程度共

通しており、彼の『魏書』が十六国（の君主）について、例えば漢人王朝である前涼をも「私署涼州牧張寔」などと呼んで異端視していることは周知のことであろう。ただし魏澹は五胡十六国諸国における正統性の不在を、それぞれの君主の死を「卒」と書して示すにとどめており、魏収『魏書』のような露骨な偏見的表现は行わなかったことが推察される。とはいえ前述の通り、魏澹は東魏ではなく西魏を正統としているため、隋王朝の存在を念頭においていたのは間違いないであろう。

瞿林東氏は、ここから隋の中国統一や、「区宇一家」の歴史観が看取されると主張するが、魏澹『魏書』は隋の中国統一以前に編纂されたと思われ、統一王朝の歴史観を示しているとはいえないがたい。これがまだ陳を滅ぼしていない段階の隋において編纂されたことを踏まえるならば、それが正統という問題と関わっていたがゆえに、かつての北魏と現状の隋を重ね合わせ、「北朝」たる隋の正統性をアピールする意図があったかもしれないが、また①の義例において北朝的な避諱・避字の風習にのつとつたことには、南朝に対する北朝の独自性や優位性を示す狙いがあったとも考えられる。その意味でこの義例は、史学と政治の密着性をうかがわせる事例ではある。

⑤ 紀伝体と『尚書』・『春秋』  
最後の「其の五に曰く」に関しては、ここまでと少々趣旨の異なることが述べられている。

壺遂 問を発し、馬遷 之に答え、義已に尽くすも、後の述ぶる者、仍りて未だ領悟せず、董仲舒・司馬遷の意、本より『尚書』なる者は、隆平の典、『春秋』なる者は、撥乱の法にして、興衰の理異なり、制作も亦た殊にすと云う。治定まれば則ち直に欽明と書し、世乱るれば則ち辞顯晦を兼ね、路を分かちて家

に命じ、相依放せず。故に「周道廢るれば、『春秋』焉に作り、堯・舜盛んなれば、『尚書』之に載す」と云うは、是れなり。「漢興りて以来、正朔を改め、服色を易え、臣力めて聖徳を誦し、仍りて尽くす能わず、余の所謂故事を述べ、而して君之を『春秋』に比うは、謬なるかな」と。然らば則ち紀伝の体『尚書』自り出で、『春秋』に学ばざること、明らかなり。而れども范曄云えらく、『春秋』なる者は、文既に綵略にして、好みて事形を失い、今の擬作、短と為す所以なり。紀伝なる者は、史班の変える所なり、一代を網羅し、事義周悉にして、之を後学に適かしむれば、此焉に優と為し、故に継ぎて之を述べ」と。曄の此言を観るに、豈に直に聖人の無法を非とし、又馬遷の意旨を失うか。孫盛自ら体を具うるを鑽仰して之に放わんと謂い、魏収云えらく、「魯史既に修め、達する者は則を貽し、子長自ら紀伝に拘わり、師表を存せざるは、蓋し泉源の由る所、地企及するに非ず」と。復た辞を遜り聖を畏ると雖も、亦た未だ紀伝の由来する所を思わざるなり。

魏澹はここで、『魏書』の体裁についてではなく、司馬遷『史記』に始まる紀伝体が、『春秋』ではなく『尚書』に由来することを主張し、また後世の歴史家の誤解を批判している。①において『春秋』の義に依らんと欲するなり」とあるように、魏澹は史学の模範として『春秋』を扱っているから、この⑤の内容は『春秋』を否定するものではなく、あくまで紀伝体が『春秋』に由来するものではないことだけをうたえていることになる。

まず彼は、義例の前半部において、壺遂と司馬遷の問答について言及しているのであるが、該当する『史記』卷一三〇太史公自序の記述を引用しておこう。

上大夫壺遂曰く、「昔孔子何為れぞ『春秋』を作るや」と。太史公（司馬遷）曰く、「余董生（仲舒）に聞きて曰く、『周道衰廢し、孔子魯の司寇と為り、諸侯之を害し、大夫之を壅ぐ。孔子言の用いられず、道の行われざるを知るや、二百四十二年の中を是非し、以て天下の儀表と為し、天子を貶め、諸侯を退け、大夫を討ち、以て王事に達するのみ』と。……夫れ『春秋』は、上は三王の道を明らかにし、下は人事の紀を辨け、嫌疑を別け、是非を明らかにし、猶豫を定め、善を善とし悪を悪とし、賢を賢とし不肖を賤しめ、亡国を存し、絶世を継ぎ、蔽を補い廢を起て、王者の大なる者なり。『易』天地陰陽四時五行を著し、故に變に長ず。『礼經』人倫を紀し、故に行に長ず。『書』先王の事を記し、故に政に長ず。『詩』山川谿谷禽獸草木牝牡雌雄を記し、故に風に長ず。『楽』其の立つ所以を樂し、故に和に長ず。『春秋』是非を辯け、故に治人に長ず。是の故に『礼』以て人を節し、『楽』以て和を發し、『書』以て事を道い、『詩』以て意に達し、『易』以て化を道い、『春秋』以て義を道う。乱世を撥め之を正に反すに、『春秋』より近きは莫し……と。

ここにおける司馬遷の回答には、董仲舒からの伝聞と、自らの經書に対する解釈が述べられている。引用文において、魏澹の義例と関係すると思われる部分には傍点を附しておいたが、さしあたりここは、義例の「董仲舒・司馬遷の意、本より『尚書』なる者は、隆平の典、『春秋』なる者は、撥亂の法にして、興衰の理異なり、制作も亦た殊にすと云う」に該当する部分であろう。そして『史記』太史公自序には、次のような問答も載せている。

壺遂曰く、「孔子の時、上明君無く、下任用するを得ず、故

に『春秋』を作り、空文を垂れて以て礼義を断ち、一王の法に当たる。今夫子上天子に遇い、下職を守るを得、万事既に具わり、咸な各おの其の宜しきを序し、夫子の論する所、何を以て明らかにせんと欲するか」と。太史公曰く、「唯唯、否否、然らず。余之を先人に聞きて曰く、『伏羲純厚に至り、『易』八卦を作る。堯・舜の盛んなるや、『尚書』之を載せ、礼樂焉に作る。湯・武の隆んなるや、詩人之を歌う。『春秋』善を采り悪を貶し、三代の徳を推し、周室を褒めれば、独り刺譏するのみに非ざるなり』と。漢興りて以來、明天子に至り、符瑞を獲、封禪し、正朔を改め、服飾を易え、命を穆清に受け、沢流極むる罔く、海外俗を殊にするも、重訳塞を款き、来たりて獻見せんことを請う者、勝げて道うべからず。臣下百官力めて聖徳を誦するも、猶お宣して其の意を尽くす能わず。且つ士賢能なるも用いられざるは、国を有つ者の恥なり。主上明聖なるも徳布聞せざるは、有司の過なり。且つ余嘗て其の官を掌り、明聖盛徳を廢して載せず、功臣世家賢大夫の業を滅ぼして述べず、先人の言う所を墮とし、罪焉より大なるは莫し。余の所謂故事を述べ、其の正伝を整齐するは、所謂作るに非ざるなり。而れども君之を『春秋』に比うは、謬なり」と。

一見すれば分かるように、この内容と義例の解釈との間には著しいズレがある。まず壺遂は、『春秋』とは「上明君無く、下任用するを得」ない孔子の時代に作られた史書であるのに、「上明天子に遇い、下職を守るを得」る前漢武帝期の司馬遷がことさらに（それにならつて）史書を著して何を明らかにしようというのか、と質問する。それに対して司馬遷は、伏羲が『周易』八卦を作り、堯・舜の盛んさは『尚書』に載せられて礼樂もなり、殷の湯王・周の武王の隆盛ぶりは『詩』の商頌・周頌に歌われたことを並列的に紹介

し、その上で『春秋』とはあくまで「善を采り悪を貶し、三代の徳を推し、周室を褒め」るものであり、「刺譏」するだけが目的のものではないとする「先人」の発言を引用し、武帝の治世を讃えた後、「明聖盛徳」・「功臣世家賢大夫の業」を後世に伝えたいのは「罪焉より大なるは莫し」といい、自らの職務を『春秋』になぞらえる壺遂を批判する。壺遂が『春秋』を、衰世における時勢批判の経書ととらえていたのに対し、司馬遷はそれだけではなく、周を讃えるものでもあったと考えている。巻六一 伯夷列伝の「天道是非か」のようなニュアンスは必ずしもここでは強くはないが、『春秋』の本質に対する解釈の相違が、この問答の基礎になっているのである。いづれにしても、紀伝体が『春秋』ではなく、『尚書』に由来するなどは、司馬遷は一言もいっていない。ところが魏澹の義例は、「周道廢るれば、『春秋』焉に作り、堯・舜盛んなれば、『尚書』之に載す」などと、太史公自序の董仲舒と「先人」の発言を引用しているが、そもそも引用が不正確であり、さらに前後の文脈を無視しており、そのまま自序の最後の部分を引用して論を組み立て、前述のような結論に導いている。これは極めて恣意的であり、かつ不適当な解釈であるといわざるをえない。とはいえ、魏澹がかくも強引に紀伝体の由来を『尚書』に求めたがったこと的背景は、別に探らねばならないであろう。

内藤湖南氏は漢初の史学について、「今日から考へると、春秋の如く年月によつて次第されてゐるものは、当時歴史といふ考のもとに、人事に係したものを纏めたやうに思はれるけれども、実はさうでなくして、春秋は初めは人を治める書即ち政治の書をして考へられただけで、古代の事実を説くものは尚書であると考へられたのである。尚書は年月の聯絡のないものであるが、その方が却つて古代の事実を説いたもの、いはば歴史の書と考えられ、春秋の如き年月の順序のあるものが政治の書と考へられたのである」という。<sup>注32</sup>

はいえ漢初ではないこの時期にことさら『尚書』が重視された、その原因を探索しようとする場合、まずは西魏・北周における復古主義がその可能性として想定できるであろう。内藤氏は、「後周は制度の上に於て理想の政治を行はうとした時であつて、後周の高祖宇文泰が未だ西魏の宰相であつた時から、彼に用ひられた蘇綽が制度を改めた。蘇綽は従来<sup>注33</sup>の制度が便宜上、秦漢以来自然に発達して来たものに依つてゐたのを改革して、周礼の官制によつて新しく制度を作らうとした。……それと同時に、周礼を好むところから古い学問を好み、特に詔勅に従来の駢文の如き無用の語を用ひることをやめ、尚書の体に倣ふことを始めた」という。西魏・北周においては一種の復古主義政治が展開され、古の周を理想視して、『周礼』をモデルとした官制構築が行われたのであり（前述の六官制）、また詔勅に『尚書』風の文章を用いた。特に詔勅の事例が、魏澹の紀伝体に対する認識に影響を与え、また彼の『魏書』が、文体等の面で『尚書』を模倣していた可能性は高くなるが、その体裁に関していうならば、「十二紀・七十八伝」であつただけに、魏澹『魏書』が完全に『尚書』の体裁にならつて編纂されたとはいえず、彼は紀伝体そのものを否定したわけではなかつたことになる。ただし隋代には『尚書』的体裁に完全に依拠した史書編纂が一方で行われていたらしく、『史通』内篇六家に、

隋の秘書監太原の王劭に至りては、又開皇・仁寿の時事を録し、編じて之を次ぎ、類を以て相従い、各おの其の目を為り、『隋書』八十卷を勒成す。其の義例を尋ぬるに、皆な『尚書』に準ず。

とあるように、同時期に編纂された王劭『隋書』は、『尚書』に準じた義例をとっていたと劉知幾はいい、<sup>注34</sup>また『隋書』巻六九王劭伝の、

勅著作に在り、將に二十年ならんとして、専ら国史を典り、『隋書』八十巻を撰す。多く口勅を録し、又迂怪不經の語及び委巷の言を採り、類を以て相従い、其の題目を為し、辭義繁雜にし、稱するに足る者無く、遂に隋代の文武の名臣列將の善惡の迹をして、堙没して聞く無からしむ。

という記述に基づき、内藤氏は「紀伝でも編年でもなく、類従して篇目を立てたものであつて、全く類書体のものであつたやうである」と主張する。この『隋書』には本紀のような編年部分がないだけに（内藤氏は類例として『貞觀政要』を挙げる）、歴史の時系列的解釈を困難にさせるといふデメリットが想定され、またさきの『隋書』王劭伝にも、「辭義繁雜にして、稱するに足る者無く、遂に隋代の文武の名臣列將の善惡の迹をして、堙没して聞く無からしむ」とあるのであるが、劉知幾は王劭『隋書』を絶賛しており、一方では有用な史書の体裁と判断されていた節もある。

瞿林東氏は義例に「魏収云えらく、『魯史既に修め、達する者は則を貽し、子長自ら紀伝に拘わり、師表を存せざるは、蓋し泉源の由る所、地企及するに非ず』と。復た辭を遜り聖を畏ると雖も、亦た未だ紀伝の由来する所を思わざるなり」とあることから、第五の義例に関して、魏収が批判の主要なターゲットであつたと主張する。むしろ魏澹『魏書』編纂の動機からも、魏収が批判対象となつていたのは間違いないが、筆者は編纂当時における政治と史学の関係をもターゲットに含めていたと見ている。実はさきの王劭は魏澹とともに『修文殿御覽』編纂に従事しており、北斉時代より魏澹とは面識があつた。やがて両者はともに隋に仕官することになる。王劭『隋書』はさきに引用した『史通』六家に「開皇・仁壽の時事を録し」とあるから、文帝楊堅一代の歴史書であつたこととなり、したがつてその完成は仁壽年間、もしくは文帝の死後ということにな

るのだが、その編纂は、王劭が隋に入つてから二〇年間つとめることとなる著作郎時代に、段階的に行われたと見るべきであろう。つまり王劭『隋書』完成以前から、魏澹がその内容・構成・方針について知っていた可能性は十分にある。そして王劭は、恐らくは當時の政治の影響を強く受けて、『隋書』を『尚書』体の史書として編纂したのであるが、しかし魏澹『魏書』はここまで徹底した『尚書』への憧憬を示さず、『史記』太史公自序の内容に基づき、紀伝体の起源が『尚書』であることを指摘するにとどまり、あくまでこの体裁を守つたが、それは『尚書』を重視する政治の妥当性を認めつつも、伝統的な紀伝体によって編纂することで、史学の自立性を重視する姿勢を表明する意図があつたとも考えられる。そうでなければ、『魏書』本文に直接関係しないことをわざわざ義例に立てたりはしないであろう。とはいへ、魏澹の主観が仮にそうであつたとしても、結果として史学の自立や「実録」が真に果たされたかは別問題である。『史記』太史公自序に対する彼の解釈は、明らかな誤りであり、史料の記述や個別の事象をもととした帰納という発想に乏しく、無意識に前提となる思想をあらかじめ形成してから史料を読み、演繹的に結論を導いており、その結果として原史料の誤読・曲解が発生してしまつたのである。ゆえにそのスタンスで著された『魏書』も、客観的に「実録」と評すべきものではなく、史学の皇帝権力からの自立が果たされなかつた可能性も十分にある。

### 第三章 史書の「生き残り」の一例

#### ―むすびにかえて―

魏澹は義例の③において「直書」の重視をうつつたえており、それが確固とした方針として編纂されていたならば、北朝の史学を矯正する意義を、彼の『魏書』は有していたことになるが、実のところ

るそれは怪しいといわねばならない。例えば義例の①は、編纂者としても南朝人の顔之推が含まれていたにもかかわらず、彼の学識を活かさずに、あくまで純粹に北朝の風習で『魏書』が著されていた可能性を示しており、また④は「北朝」としての隋の正統性を重視するものであった。さらに⑤にて『史記』太史公自序にのっとりながら紀伝体の起源が『春秋』ではなく『尚書』にあることを証明しようとしたが、その引用や分析が極めて恣意的であり、それは本来の「実録」とは相反する姿勢であった。これらは全体的に魏澹が当時の政権と密着し、その『魏書』が北朝の史学の特徴を帯び、表向きは「実録」「直筆（直書）」の重要性をうたいながら、その実、完成した史書が「実録」「直筆（直書）」とはほど遠いというパターンを踏襲してしまっていたことを示すのではなからうか。

結局魏澹『魏書』も、魏収『魏書』と同じ方角を向いていた史書であった可能性は高くなるのであるが、では魏澹『魏書』はこの後どのように扱われていったのであろうか。まず『史通』古今正史に次のようにある。

煬帝澹書猶未だ善とする能わずと以い、又左僕射楊素に勅して別に撰せしめ、学士潘徽・褚亮・歐陽詢等之を佐く。会たま素薨じて止む。

これによると煬帝は魏澹『魏書』の内容に不満を抱き、楊素らに『魏書』の再編纂を命じたが、楊素が死去すると中止となったという。<sup>(注46)</sup> 続く唐の高祖李淵武徳五年（六二二）には、魏・周・隋・梁・齊・陳の各史の編纂が命じられ、このうちの魏史編纂を命令されたのは中書令蕭瑀・給事中王敬業・著作郎殷聞礼の三名である。<sup>(注47)</sup> このように、隋の煬帝から唐の高祖に至るまでには、魏史の再々編纂が志向されていたのである。しかし武徳九年（六二六）六月に玄武門

の変が発生し、秦王李世民が皇太子となって実権を掌握、さらに同年八月に父である高祖に讓位させて自らが皇帝となると（太宗）、それまでの流れが一変する。

貞観三年、太宗復た修撰を勅し、乃ち德棻・秘書郎岑文本をして周史を修せしめ、中書舍人李百薬 齊史を撰し、著作郎姚思廉 梁・陳史を修し、秘書監魏徵 隋史を修し、尚書左僕射房玄齡と諸代史を総監す。衆議 魏史既に魏収・魏澹の二家有り、已に詳備為るを以て、遂に復た修せず。（『旧唐書』卷七三令狐德棻伝）

ここにある通り、貞観三年（六二九）<sup>(注48)</sup>、あらためて北周・北齊・梁・陳・隋の五代史の編纂が各人に命じられたのであるが、武徳五年に編纂が命じられた魏史が、ここには含まれていない。その理由について、当時は魏澹『魏書』だけではなく、魏収『魏書』までもが「評備」と評価されていたがためであるという。<sup>(注49)</sup> しかし劉知幾が『史通』を執筆していたときには、魏収『魏書』が魏史の主流を占めるようになっていたらしく、やがて魏澹『魏書』は散逸の憂き目を見ることとなる。

魏収『魏書』が最終的に残る決定的な要因を作り出したのは、間違ひなく太宗である。彼は中国史上有数の名君とされているが、そのイメージが、彼自身や唐王朝によって形成された、いわば虚像であったのではないかと疑われてきたことは周知のことであろう。<sup>(注50)</sup> その太宗は、史書編纂に非常に熱心な皇帝であったが、例えば彼の御撰にかかる唐修『晋書』の卷八七に涼武昭王李玄盛伝をもうけ、十六国の西涼李暠（隴西李氏）を自らの祖先と位置づけるといふ工作を行った。そして彼が『貞観氏族志』の編纂を命じたところ、完成した初奏本が帝室李氏を差し置いて崔民幹を第一としていたこと

に怒り、唐王朝における品秩を基準として調査・編纂をし直すよう命令し、完成した改訂本では帝室李氏が第一、外戚が第二とされ、崔民幹は第三に降されたことは有名である。またこちらにも有名なことながら、太宗が仏僧の法琳に、自分の本系が李聃（老子）であり、隴西李氏であることを知りながら、なぜ『弁正論』にて道教を批判したかと詰め寄ったところ、法琳は典拠を示しながら、拓跋達闡が唐の李氏であり、隴西李氏の李聃とは無関係であると主張したため、太宗は激怒し、結果法琳は益部の仏寺に徙された。さらに石見清裕氏によれば、史書における高祖李淵の皇后竇氏（太宗の生母）の世系は捏造されており、それに際しては魏収『魏書』（特に序紀）が利用されたとい<sup>注4</sup>。

以上の諸例から見られる太宗や唐王朝の史学・家系に対する姿勢は、本来の「実録」・「直筆（直書）」を重視するものであったとは到底いえるものではない。結局北朝の史風は継続するのであり、『史通』内篇曲筆に、

而して魏収 雑うるに寓言を以てすること、殆ど過半を將てし、固く倉頡已降、罕に其の流れを見るのみ、而れども李氏『齊書』の実録と称する者は、何ぞや。

とあるように、この時期に成立した五代史の一つである李百葉『北齊書』が魏収『魏書』を「実録」として評価していたとい<sup>注5</sup>、完全に北朝的な「実録」観を踏襲してしまっていることから、それは明らかであろう。

そうした史風に適合的であったのか、魏収・魏澹それぞれの『魏書』とともに「詳備」と称されることとなったが、最終的には魏収『魏書』のみ後世に伝わった。その原因について正確なことは分からないが、「実録」が「実録」として評価されない史風と、恐らく

はそうした北朝・隋唐史的な意味合いの「実録」に徹しきれなかったであろう魏澹『魏書』の内容とが、魏収『魏書』との差別化を不徹底にさせ、結果魏収『魏書』のみを生き残らせたのであろうか。

## 注

- (注1) 張孟倫「隋代史学」、『史学史研究』一九八二年第三期、瞿林東「関于魏澹『魏書』義例之批評思想的批評」、『四川師範大学学报（社会科学版）』第四五卷第四期、二〇一八年）参照。
- (注2) 魏澹個人やその他の著作に関しては、徐俊「隋魏澹『鷹賦』校訂——敦煌文学文献零札之一」、『文献季刊』二〇〇三年第二期）参照。
- (注3) 田余慶「代歌」代記、和北魏国史——国史之獄の史学史考察」（同氏著『拓跋試探（修訂本）』、生活・読書・新知三聯書店、二〇一一年、二〇二—二三三頁）、陳識仁『水経注』与北魏国史（花木蘭文化出版社、二〇〇八年）九—五六頁参照。他に北朝史学史や史館制度に関して、王志剛「民族文化認同与北朝史官制度的發展」、『史学集刊』二〇〇九年第二期）などがある。
- (注4) 拙稿「代北と中原——北朝の史学と正統観——」（『東洋史研究』第七五卷第三期、二〇一六年）、「顔氏家訓」における学問と保身」（『中国思想史研究』第三十八号、二〇一七年）参照。
- (注5) 松下憲一「定義之盛業」と「雲中之盛業」——鮮卑拓跋国家の都城と陵墓——（『史朋』第四〇号、二〇〇七年）参照。
- (注6) 田余慶「代歌」代記、与北魏国史（前掲）参照。
- (注7) 国史事件については、佐藤賢「崔浩誅殺の背景」（『歴史』第一〇三号、二〇〇四年）、松下憲一「北魏崔浩国史事件——法制からの再検討——」（『東洋史研究』第六九卷第二期、二〇一〇年）参照。
- (注8) 佐川英治「東魏北齐革命と『魏書』の編纂」（『東洋史研究』第六四卷第一号、二〇〇五年）参照。
- (注9) 池田恭哉「南北朝時代の士大夫と社会」（研文出版、二〇一八年）参照。
- (注10) これに先立つ北齐武平四年（五七三）五月に、新たに『魏書』の編纂が命令されているが（『北史』卷八 齊本紀 後主武平四年五月条参照）、この『魏書』がその後どうなったかは定かではない。
- (注11) 尾崎康「北齐の文林館と修文殿御覽」（『史学』第四〇巻第二・三号、一九六七年）参照。
- (注12) 『隋書』卷一 高祖紀上 開皇三年閏一二月条参照。
- (注13) 謝保成「隋代史学浅議」（『晋陽学刊』一九八九年第二期）、楊緒敏「論王劭魏澹修史」（『史学史研究』二〇〇〇年第三期）、「論隋朝修史」（『広西師範大学学报（哲学社会科学版）』第四〇巻第三期、二〇〇四年）、周曉薇・王其禱「礼遇与懷柔——江南士人流寓隋朝的文教事功——以新

- 出隋大業十三年「包愷墓誌」を中心」（陝西師範大学学报（哲学社会科学版）第四六卷第二期、二〇一七年）、瞿林東「関于魏澹『魏書』義例之批評思想的批評」（前掲）参照。
- 〔注14〕 繆鉞「顔之推年譜」（同氏著『説史存稿』、生活・読書新社三聯書店、一九六三年、二〇七―二八頁）、楊緒敏「論王劭魏澹修史」（前掲）、秦鸞鸞「魏取与『魏書』」（滄桑、二〇〇七年第五期）参照。
- 〔注15〕 『史通』外篇古今正史「澹以西魏為真、東魏為偽、故文・恭列紀、孝静称伝。合紀・伝・論例、総九十二篇」。また周一良「魏取之史学」（『燕京学报』第一八期、一九三五年、瞿林東主編『二〇世紀二十四史研究叢書』第六卷周文玖主編『晋書・八書・二史』研究、中国大百科全書出版社、二〇〇九年、一〇八―一四四頁）、宋真「北魏始祖神話斗 王朝の正統性」（『서울大 東洋史学科論集』第三〇輯、二〇〇六年）、瞿林東「論魏晉隋唐間の少数民族史学（下）」（『河北学刊』第二八卷第四期、二〇〇八年）参照。
- 〔注16〕 吉本道雅「魏書序紀考証」（『史林』第九三卷第三号、二〇一〇年）参照。
- 〔注17〕 義例の概略に関しては、謝保成「隋代史学淺議」（前掲）、楊緒敏「論王劭魏澹修史」（前掲）、論隋朝修史」（前掲）、王昭儀「隋朝重修『魏書』述略」（『隴東学院学报（社会科学版）』第一八卷第一期、二〇〇七年）参照。
- 〔注18〕 吉本道雅「烏桓史研究序説」（『京都大学文学部研究紀要』第四九号、二〇一〇年）注四参照。
- 〔注19〕 筆者はかつて、田余慶著、田中一輝・王鏗訳「北魏道武帝の憂鬱皇 后・外戚・部族」（京都大学学術出版会、二〇一〇年）第四章の翻譯に際し、一四七頁注四の訳注に、曹魏文帝曹丕の字（子桓）の「桓」字を避け、曹魏以降の「烏桓」は「烏丸」と呼ばれるようになったと説明したが、曹魏時代にこの風習があったとは判断しがたいため、この場を借りて訂正したい。
- 〔注20〕 賀賀秋五郎「唐代教育史の研究——日本学校教育の源流——」（不昧堂書店、一九五三年）は、『五經正義』の成立について、「南学方面よりも、むしろ北学方面より求められた結果によるもの」と主張している（七九頁）。
- 〔注21〕 王鳴盛「十七史商榷」卷六六「追尊二十八帝」等を参照。
- 〔注22〕 田余慶「代北地区拓跋与烏桓の共生関係——『魏書・序紀』有関史実解析」（前掲）「拓跋試探（修訂本）」九九―一〇一頁参照。
- 〔注23〕 神元帝の「始祖」号に関しては、宋真「北魏始祖神話斗 王朝の正統性」（前掲）参照。
- 〔注24〕 山下将司「西魏・恭帝元年『賜姓』政策の再検討」（『早稲田大学大学院文学研究紀要』第四分冊「第四五号、一九九九年」）参照。
- 〔注25〕 瞿林東「関于魏澹『魏書』義例之批評思想的批評」（前掲）は、東魏の滅亡からまもなくして編纂された魏取『魏書』とはことなり、魏澹『魏書』は西魏の滅亡からしばらくたってから編纂されたために、「直書」の精神がここに反映されたと解釈する。
- 〔注26〕 拙稿「代北と中原」（前掲）参照。またこれに関しては他に馬曉輝「自称与認同・十六国北朝時期的、中国・靺鞨」（『雲南民族大学学报（哲学社会科学版）』第三三卷第五期、二〇一六年）がある。
- 〔注27〕 吉本道雅「魏書序紀考証」（前掲）参照。
- 〔注28〕 羅新「十六国北朝的五德歷転問題」（『中国史研究』二〇〇四年第三号）参照。
- 〔注29〕 もつとも『洛陽伽藍記』の隠士趙逸のように、中原の五胡十六国の正統を認め、その正統を北魏が継承したと暗にうたえる者もいた。拙稿「代北と中原」（前掲）参照。
- 〔注30〕 瞿林東「関于魏澹『魏書』義例之批評思想的批評」（前掲）参照。
- 〔注31〕 繆鉞「顔之推年譜」（前掲）は、魏澹『魏書』編纂の、正確な年代は不明としながらも、開皇二年（五八二）のころと推測する。『史通』外篇古今正史もその年代について、「隋開皇初」としている。隋・陳の並立期（五八一―五八九）に編纂されたのは間違いないからう。
- 〔注32〕 内藤湖南『支那史学史』（平凡社、一九九二年）一卷二三五頁参照。
- 〔注33〕 内藤湖南『支那史学史』（前掲）一卷二五〇頁参照。
- 〔注34〕 王劭に関しては、藤善真澄「北齐系官僚の「動向」（同氏著『道宣伝の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇二年、四二五―四六四頁）、王劭の著述小考」（前掲）「道宣伝の研究」、四六五―四八六頁、楊緒敏「論王劭魏澹修史」（前掲）参照。
- 〔注35〕 内藤湖南『支那史学史』（前掲）一卷二四〇頁参照。また謝保成「隋代史学淺議」（前掲）にも同様の指摘がある。
- 〔注36〕 内藤湖南『支那史学史』（前掲）一卷二四一頁参照。
- 〔注37〕 『史通』内篇六家参照。
- 〔注38〕 瞿林東「関于魏澹『魏書』義例之批評思想的批評」（前掲）参照。
- 〔注39〕 尾崎康「北齐の文林館と修文殿御覽」（前掲）、山崎宏「北周の麟趾殿と北齐の文林館」（同氏著『中国仏教文化史の研究』、法蔵館、一九八一年、七四―九三頁、榎本あゆみ「北齐の中書舍人について——顔之推とそのタクチクスの周辺——」（『東洋史研究』第五三卷第二号、一九九四年）、付晨晨「修文殿御覽」編纂再考——南朝類書の北伝と北朝の類書」（『東方学』第一四〇輯、二〇一〇年）等を参照。
- 〔注40〕 ただし拙稿「魏書」の編纂に携わったとされる辛德源は、一方で牛弘の推薦により王劭と国史編纂に従事したというが、『隋書』卷五八辛德源伝、魏澹『魏書』編纂との時期的な前後関係や、辛德源が王劭・魏澹の史書編纂に対するそれぞれの姿勢をどのように見ていたかなどは不明である。
- 〔注41〕 魏取『魏書』卷三太宗紀（明元帝の本紀）は宋代には亡びたが、現行の魏取『魏書』太宗紀は、魏澹『魏書』の太宗紀により補われたとされる。その根拠は、秦常七年条に、秦平王に封じられた皇子の拓跋

熹(後の太武帝)に関して、「熹、字仏釐」と、その名と字がともに明記されていることや、明元帝期に発生した、姚興・李嵩・司馬徳宗・劉裕ら諸君主の死が全て「卒」と表現されていることである(標点本魏収『魏書』、中華書局、一九七四年、太宗紀校勘記、第一卷六四、六五頁参照)。つまり義例のうちの①と④が遵守されているのであり、少なくともその体裁に関しては、義例内容に忠実であったことがここから推察される。

(注42) 楊緒敏「論王劭魏澹修史」(前掲)、王昭儀「隋朝重修『魏書』述略」(前掲)参照。

(注43) 『唐云要』卷六三「史館上 修前代史」、瞿林東「温故知新——重読楊翼驥先生編著『中国史学史資料編年』第一冊」(『廊坊師範学院学报(社会科学版)』第三四卷第一期、二〇一八年)参照。

(注44) 『唐云要』卷六三「史館上 修前代史」は「貞観十年(六三六)正月二十日」のこととする。

(注45) 瞿林東「温故知新」(前掲)参照。

(注46) 瞿林東「説『魏書』非『穢史』」(前掲)、「関于魏澹『魏書』義例之批評思想的批評」(前掲)、「温故知新」(前掲)、稲葉一郎「『史通』の成立——その文献学的考察——」(同氏著『中国史学史の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇六年、二五九〜二七九頁)参照。

(注47) 『史通』外篇「古今正史」(「今世称魏史者、猶以収本為主焉」)。

(注48) 布目潮瀨「隋の煬帝と唐の太宗 暴君と名君、その虚実を探る」(清水書院、一九七五年)参照。

(注49) 石見清裕「唐の建国と匈奴の費也頭」(同氏著『唐の北方問題と国際秩序』、汲古書院、一九九八年、一七〜六三頁)参照。

(注50) 『北齊書』卷三七「魏収伝は北宋時代に亡びてしまったようであり、『北史』卷五六「魏収伝により補われた。したがって李百葉が魏収をどのように書いていたかについて、具体的なことは分からない。」

たなか・かずき／文化情報学部講師

E-mail : kazuki@sugiyama-u.ac.jp

